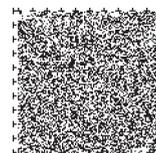


## 第 5 章

---

### 障害福祉サービス等の見込 (障害福祉計画部分)

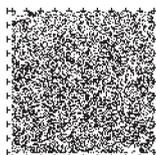
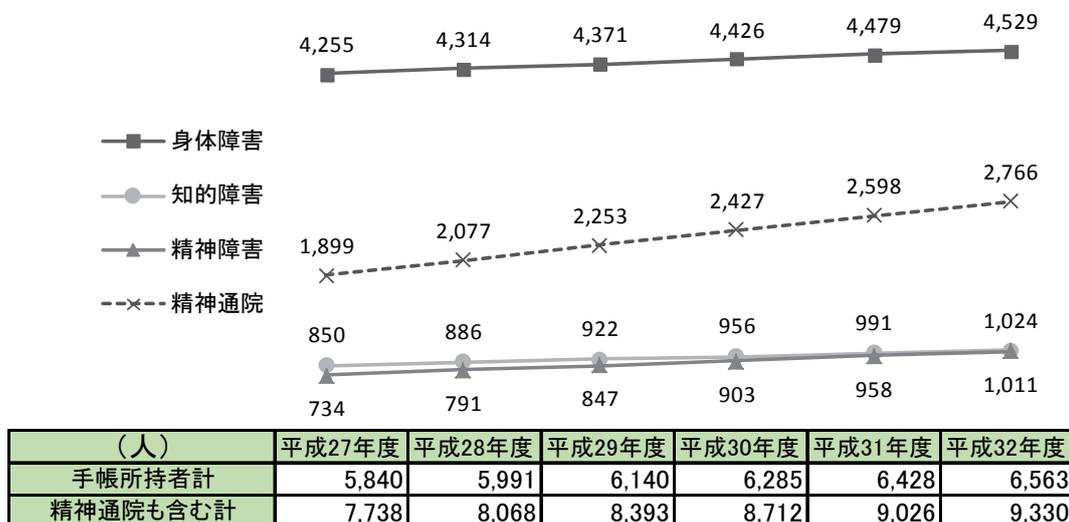


## 1 障害者数の推計

- 市の障害者数について、障害者手帳所持者等の総人口に対する割合の増減等から推計すると、第4期計画の3年間で障害者手帳所持者が平成27年度の5,840人から平成29年度の6,140人へと5.1%増加することが見通されます。自立支援医療の精神通院受給者を含むと7,738人から8,393人へと8.5%増加することが見通されます。
- 同様の方法で障害者計画が終了する平成32年度まで推計すると、障害者手帳所持者が6,563人、精神通院受給者を含むと9,330人になることが見通されます。
- 手帳の種類別に第4期計画期間における増減を推計すると、身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は、64歳以下が減少しますが、65歳以上が増加し、平成29年度には全体で4,371人（2.7%増）になると見通されます。知的障害者（療育手帳所持者）数は、18～64歳を中心に各年齢層で増加し、922人（8.5%増）になると推計されます。精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、18～64歳を中心に各年齢層で増加し、847人（15.4%増）になると見通されます。

■ 障害者数の見通し（手帳種類別）

（単位：人）



■身体障害者手帳所持者の見通し

（単位：人）



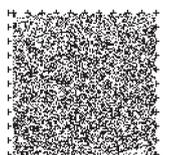
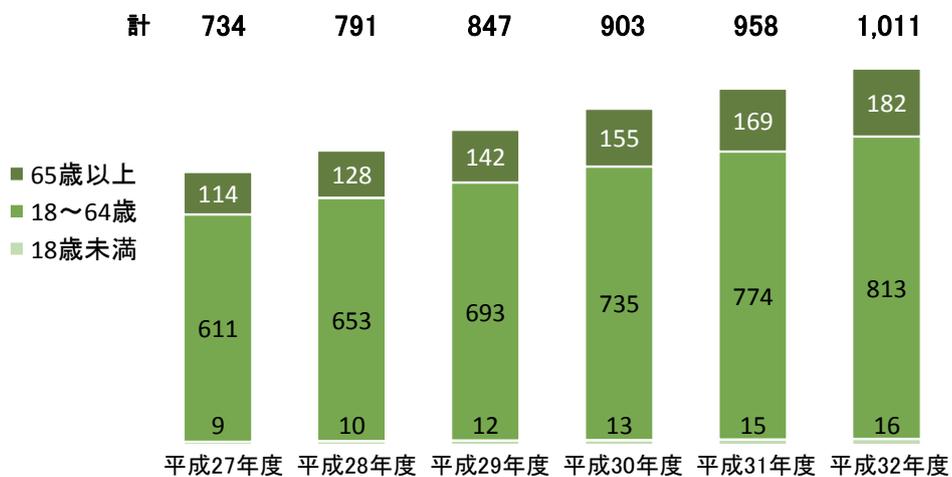
■療育手帳所持者の見通し

（単位：人）



■精神障害者保健福祉手帳所持者の見通し

（単位：人）



## 2 サービス確保の方針

### 【国・県の指針】

国は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」で、市町村及び都道府県は、障害のある人の“自立と社会参加”を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して「障害福祉計画」を作成することとし、県の考え方もこれに準じています。

- 障害のある人等の自己決定と自己選択の尊重
- 実施主体の市町村への統一と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

### ＜障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方＞

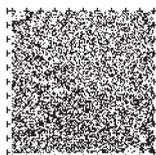
障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、「障害福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行うこととしています。

- 障害福祉サービス等の提供体制の確保
  - ◇全国で必要とされる訪問系サービスの保障
  - ◇希望する障害のある人等に日中活動系サービスの保障
  - ◇グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備の推進
  - ◇福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 相談支援の提供体制の確保
- 障害児支援の提供体制の確保

### 【市の方針】

これまでの実績と今後のニーズの見込みを踏まえ、一人ひとりが必要な時に必要なサービスを利用して安心して健やかな生活を継続していくことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図り、有効なサービスの提供を図ります。

- 適正なサービス利用の推進
  - ◇自己決定と自己選択によるサービス利用の推進（相談支援の充実）
  - ◇支援区分の適切な判定とケアマネジメント
  - ◇P D C Aサイクル\*の導入
- 多様化するニーズへの対応
  - ◇知的障害、精神障害、発達障害、難病など外からわかりにくい障害への対応（相談支援、就労支援、外出支援、意思決定支援等の充実）
  - ◇障害のある人の高齢化・重度化、高齢化する家族への支援も含む支援（医療と福祉の連携、介護保険サービスとの調整等を検討）
- 各種サービスの連携強化
  - ◇市の運営する施設と民間施設の連携（相談支援、サービス提供）
  - ◇社会福祉協議会との連携（ふれあいネットワーク、各種サービス、人材育成等）
  - ◇学校や企業との連携（療育から教育、就労に至る一体的支援体制）



### 3 成果目標

国・県の指針を踏まえ、障害のある人の地域生活への移行や就労支援等を計画的に進めるため、平成29年度を目標年度に数値目標を次のとおり設定します。

#### 【数値目標に対する国の考え方】

国は、第4期障害福祉計画（平成27年度～29年度）の策定にあたって、入所・入院から地域生活への移行及び福祉的就労から一般就労への移行目標（①～④）についてこれまで以上に積極的かつ具体的な指針を示すとともに、これを「成果目標」とし、サービスごとの見込量を「活動指標」として計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

#### 【市の考え方】

本市も、国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障害のある人の状況と意向、地域の受入体制等の状況を踏まえた上で、サービス事業所や各種支援機関等と連携しながら、地域移行や一般就労への移行の取り組みを進めます。

#### ① 施設入所者の地域生活への移行

【国・県指針】平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者数の4%以上削減することを基本とする。

【市方針】国・県の指針に準拠して目標値を設定し、市民が入所する施設及び市内のサービス事業所と連携し、入所している人の状況を見ながら達成をめざします。

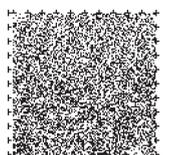
項目		数値	備考
施設入所者数	①平成25年度末 【実績】	163人	
	②平成29年度末 【目標値】	156人	①から7人(4.3%)減
増減見込み	③新たな入所者 【見込】	13人	
	④地域生活への移行者 【目標値】	20人	①の12.6%

#### ② 一般就労への移行

【国・県指針】平成29年度中に福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者が、平成24年度実績の2倍以上とすることを基本とする。

【市方針】国・県の指針に準拠して目標値を設定し、ハローワーク土浦、障害者就業・生活支援センター、市内のサービス事業所や一般の事業主と連携して、一般就労への意向のある福祉施設利用者の就労（雇用）を促進していきます。

項目	数値	備考
①平成24年度の一般就労移行者 【実績】	25人	
②平成29年度の一般就労移行者 【目標値】	50人	①の200%



### ③ 就労移行支援事業の利用者数

【国・県指針】平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者が，平成 25 年度末の実績の 6 割以上増加すること。

【市方針】国・県の指針に準拠して目標値を設定し，市内の就労移行支援事業所（計 6 か所，定員 112 人），特別支援学校等と連携して，就労移行支援事業の有効な展開をめざします。

項目	数値	備考
①平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数【実績】	62 人	
②平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数【目標値】	100 人	①の 161.3%

### ④ 就労移行支援の事業者ごとの移行率

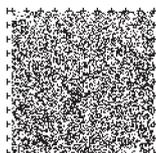
【国・県指針】平成 29 年度末の就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること。

【市方針】国・県の指針に準拠して目標値を設定し，市内の就労移行支援事業所 6 か所のうち 3 か所以上が就労移行率 3 割以上となるよう，就労移行事業所及び市内事業者の取り組みを支援していきます。

項目	数値	備考
①平成 23 年度末の就労移行率 30%以上の事業所数【実績】	1 か所	
②平成 29 年度末の就労移行率 30%以上の事業所数【目標値】	3 か所	市内就労移行支援事業所の 5 割

### ⑤ サービスごとの見込量の算定について

サービスごとの見込量については，現に利用している人の数，今後のニーズ量の変化，施設入所等から地域生活に移行する人のうち当該サービスの利用が見込まれる人の数，平均的な一人当たり利用量等を勘案して算定します。



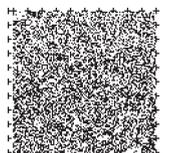
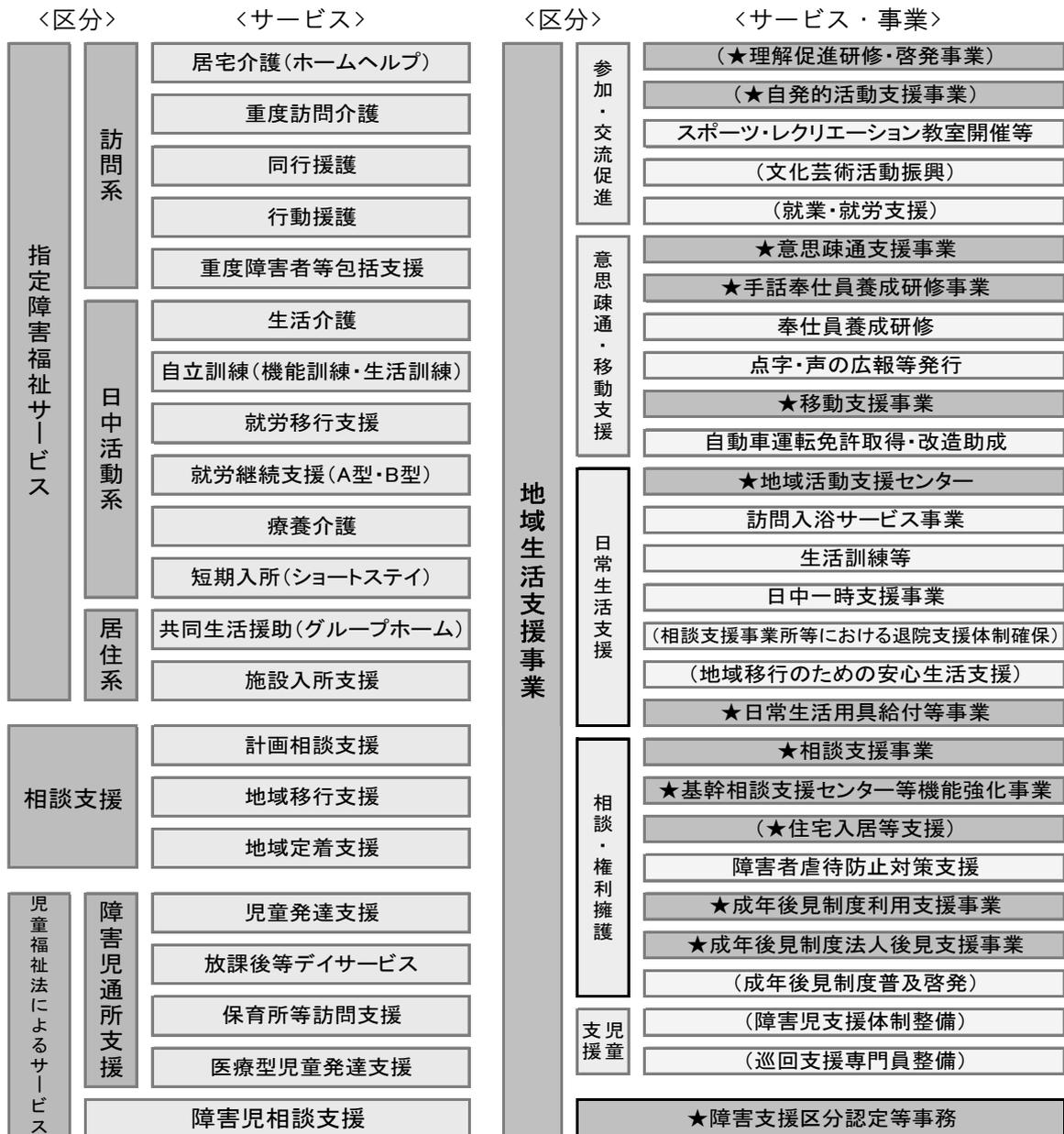
## 4 サービス量等の見込（活動指標）

障害のある人への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3類型から成る「指定障害福祉サービス」と「相談支援」「児童福祉法によるサービス」及び「地域生活支援事業」からなります。

「地域生活支援事業」は、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて決定するサービスであり、土浦市の実情に即して適切なサービスメニューを確保します。

### 【障害福祉サービス等の体系】

地域生活支援事業について、★印は必須事業、印のないものは任意事業、うち( )がついていないものが、現在市が地域生活支援事業として実施している事業です。



## (1) 障害福祉サービスの充実

- 障害者総合支援法により、障害福祉サービスについては、従来通りのサービスが維持されますが、サービスの利用にあたってはサービス等利用計画を作成することが必須となりました。また、児童に対する通所支援が児童福祉法へと移行し、発達支援の体制が強化されることとなりました。
- 市では、サービス事業所等と連携して、障害のある人及びその家族が安心して自分らしい日常生活や社会参加を実現していけるよう、サービスの量と質の確保を図るとともに、サービスの有効な利用（提供）を進めていきます。

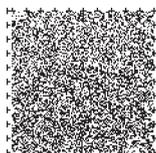
### 【訪問系サービス】

- 障害のある人の在宅生活を支える介護給付サービスで、本市では、居宅介護、同行援護、重度訪問介護が利用されています。障害のある人の増加、介護する家族の高齢化などとともに、各サービスとも利用が増加していくことを見込みます。
  - ◇居宅介護及び重度訪問介護は、利用者の微増と利用時間の増加を見込みます。
  - ◇同行援護も、利用者及び1人当たりの利用時間ともに増加していくことを見込みます。行動援護は、これまで利用要件に合致する人が見られませんでした。今後もサービスを確保していきます。

事業名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害のある人が外出時に、代筆・代読・移動の支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。※県内でこのサービスを提供している事業所はありません。

### ■訪問系サービス

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護 (ホームヘルプ)	実利用者数	人	73	69	75	76	76	77
	延利用時間	時間	1,578	1,285	1,298	1,368	1,444	1,540
重度訪問介護	実利用者数	人	2	3	4	4	5	5
	延利用時間	時間	479	509	567	600	750	900
同行援護	実利用者数	人	8	8	10	11	12	13
	延利用時間	時間	79	88	98	105	113	122
行動援護	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数	人	-	-	-	-	-	-
	延利用時間	時間	-	-	-	-	-	-



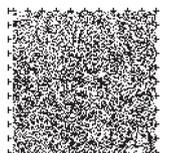
【日中活動系サービス】

- 施設に通って受けるサービスで、介護給付（生活介護・療養介護，短期入所），訓練等給付（自立訓練，就労移行支援・就労継続支援）からなります。本市では，障害のある人の増加に伴い，各サービスとも利用が増加していくことを見込みます。
- ◇生活介護，短期入所，生活訓練は，利用者数及び1人当たり利用日数ともに増加していくことを見込みます。療養介護，機能訓練は，利用者数は横ばいながら1人当たり利用日数が漸増していくことを見込みます。
- ◇就労移行支援は，一般就労への移行を積極的に進めることで今後も利用が増加することを見込みます。就労継続支援A型・B型についても利用が増加していくことを見込みます。

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に昼間，入浴，排せつ食事の介護等を行うとともに，創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう，一定期間，身体機能又は生活能力の維持向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に，一定期間，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に，働く場を提供するとともに，知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇成型(A型)と非雇成型(B型)があります。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に，医療機関で機能訓練，療養上の管理，看護，介護及び日常生活の介助・介護を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに，短期間，夜間も含め施設で，入浴，排せつ，食事の介護等を行います。福祉型と医療型があります。

■日中活動系サービス

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
生活介護	実利用者数	人	220	230	246	258	271	284
	延利用日数	日/月	4,205	4,438	4,837	5,125	5,441	5,757
自立訓練(機能訓練)	実利用者数	人	2	1	1	1	1	2
	延利用日数	日/月	18	7	16	12	12	24
自立訓練(生活訓練)	実利用者数	人	31	36	33	35	36	37
	延利用日数	日/月	595	673	635	671	690	709
就労移行支援	実利用者数	人	73	62	56	66	82	100
	延利用日数	日/月	1,309	1,068	1,006	1,188	1,517	1,900
就労継続支援 A 型	実利用者数	人	4	14	60	66	72	79
	延利用日数	日/月	86	272	1,140	1,320	1,440	1,580
就労継続支援 B 型	実利用者数	人	97	115	126	142	156	171
	延利用日数	日/月	1,749	2,087	2,340	2,692	2,967	3,243
療養介護	実利用者数	人	7	7	7	9	9	9
	延利用日数	日/月	200	205	228	279	279	279
短期入所(ショートステイ)	実利用者数	人	30	35	34	37	40	44
	延利用日数	日/年	220	337	266	296	320	352



【居住系サービス】

- 共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援からなります。
- ◇施設入所支援は、地域生活への移行目標に向け、減少を目指します。
- ◇共同生活援助は、自立生活を目指す人の増加及び施設入所者等の地域移行に伴い、利用が増加していくことを見込みます。

事業名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護等が受けられます。

■居住系サービス

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
共同生活援助(グループホーム)	月実人数	人	56	56	63	70	75	82
施設入所支援	月実人数	人	159	163	168	162	158	156

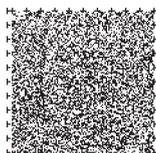
【相談支援】

- サービス等利用計画の作成等を支援する計画相談支援、施設入所者等の地域移行支援、地域定着支援からなります。
- ◇計画相談支援は、サービス利用者の増加に伴って増加することを見込みます。
- ◇地域移行支援は、施設入所者等が平成24年度から平成29年度にかけて20人地域移行する目標の達成に向けて年6人を目安とする利用を見込み、これに伴って地域定着支援の利用が進むことを見込みます（一部グループホームに入居することを想定し、年3～4人程度）。

事業名	内容
計画相談支援	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するには、予めサービス等利用計画を作成する必要があります。計画の作成・運用により、利用者とともに課題解決について考え、適切なサービス利用と継続的なケアマネジメントの支援を行います。
地域移行支援	入所や入院している障害のある人に、地域における生活へ移行するために必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅で生活する障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要な支援を行います(支援期間は6か月を目安とします)。

■相談支援

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
計画相談支援	実利用者数	人/年	48	455	772	776	835	903
地域移行支援	実利用者数	人	0	2	0	6	6	6
地域定着支援	実利用者数	人	2	2	2	3	4	4



【児童福祉法によるサービス】

- 児童通所支援は、従来の障害福祉サービス体系から区分され、一人ひとりの成長、発達に即した支援への体制が強化されています。
- ◇障害のある子どもの増加とともに、未就学児を対象とする児童発達支援、児童・生徒を対象とする放課後等デイサービスともに利用が増加していくことを見込みます。これに伴い、障害児相談支援の利用の増加も見込みます。
- ◇保育所等訪問支援は未実施ですが、今後の実施に向けて体制づくりを進めていきます。

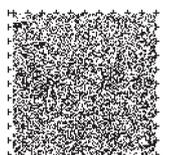
事業名	内容
児童発達支援	未就学の障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子どもに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を支援します。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

■障害児通所支援

区分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童発達支援	実利用者数	人	151	140	150	151	153	155
	延利用日数	日/月	1,451	1,498	1,504	1,519	1,534	1,549
放課後等デイサービス	実利用者数	人	38	45	100	122	149	182
	延利用日数	日/月	375	621	980	1,196	1,460	1,784
保育所等訪問支援	実利用者数	人	-	-	-	-	-	-
	延利用日数	日/月	-	-	-	-	-	-
医療型児童発達支援	実利用者数	人	-	-	-	-	-	-
	延利用日数	日/月	-	-	-	-	-	-

■障害児相談支援

区分	単位		実績			見込		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
障害児相談支援	実利用者数	人/年	27	81	250	273	302	337



## (2) 地域生活支援事業の充実

- 障害者総合支援法により、地域生活支援事業については、従来の日常生活や社会参加の円滑化に関わる支援に加え、障害のある人への理解を深めるための支援、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、成年後見の体制整備を含む相談支援事業等が強化されました。
- 市では、これまでの事業を充実させるとともに、第4期計画の期間の中で新たな事業の整備を進めていくこととします。

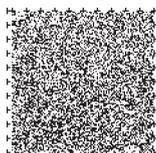
### 【参加・交流促進】

- 障害のある人の社会参加、障害のある人とない人の交流を促進する事業です。
  - ◇新たに地域生活支援事業に位置づけられた理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業については、これまで市及び社会福祉協議会、各団体等が実施してきた研修・啓発事業、社会参加活動支援事業等を第4期計画期間中に充実させるとともに、新たな取り組みも検討していきます。
  - ◇スポーツ・レクリエーション教室開催等事業と関連する事業として、市では、かすみがうらマラソン大会を毎年開催し、盲人マラソン等を実施しています。また、障害のある人が「完全参加と平等」のもと、スポーツを通じて体力の維持向上を図るとともに、地域社会と障害のある人との交流を促進し、理解と関心を高めることを目的に、スポーツ大会等を開催しています。今後とも、これらの事業を実施していきます。

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業★	障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業★	障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(災害対策、ボランティア活動など)を支援します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害のある人の余暇活動、生涯スポーツへの参加機会として、スポーツ・レクリエーション教室等を開催していきます。

### ■社会参加支援

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
スポーツ・レクリエーション大会開催等事業	選手派遣数	実人数	181	184	193	198	204	210



【意思疎通支援】

- 視聴覚障害のある人の行政情報の入手や行政手続きの円滑化，参加・活動の機会拡大を支える事業です。
- ◇障害のある人の社会活動の活発化により，派遣件数が増加していくことを見込みます。これに伴い，手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修受講者も漸増していくことを見込みます。
- ◇市役所の窓口への手話通訳者の設置は，当面，週2回の配置を確保していくこととします。
- ◇点字・声の広報は，これまでどおり月2回発行していきます。

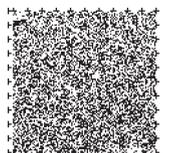
事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業★	意思疎通支援のため，手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳設置事業★	市では，市役所で手続きを円滑にするため，窓口到手話通訳者を配置しています(毎週月・木曜日)。
点字・声の広報等発行事業	市では，点字広報と声の広報を月2回発行しています。また，ホームページは，音声読み上げ等が可能になっています。
手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修	市の行事や会議等への聴覚障害のある人の参加・参画，市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員，要約筆記奉仕員の養成研修を実施しています。

■意思疎通支援

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
手話通訳者派遣事業	派遣件数	件/年	81	78	136	153	181	208
要約筆記者派遣事業	派遣件数	件/年	11	16	28	35	44	52
手話通訳設置事業	設置件数	件/年	141	128	178	200	200	200
点字・声の広報等発行事業	発行回数	回/年	24	24	24	24	24	24

■手話奉仕員等養成研修事業

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
手話・入門	実利用者数	人	15	15	18	19	20	20
手話・基礎	実利用者数	人	11	11	10	12	14	16
要約筆記	実利用者数	人	7	5		5	6	7



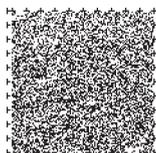
【移動支援】

- 障害のある人の行動範囲，社会参加の拡大を支える事業です。
- ◇障害のある人の増加，介助する家族の高齢化などに伴い，移動支援事業の利用が増加していくことを見込みます。
- ◇自動車免許取得・自動車改造助成事業については，今後も各年2件程度の利用を見込みます。

事業名	内容
移動支援事業★ (個別支援)	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
自動車免許取得 助成事業	身体障害のある人が，自動車運転免許を取得するための費用について補助します。
自動車改造助成事業	重度身体障害のある人が，就労等のため使用する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルを改造する必要があるときに，その費用を補助します。

■移動支援

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
移動支援事業	実利用者数	人	22	28	25	28	32	38
	利用件数	件/年	463	561	874	672	768	912
自動車免許取得助成事業	実利用者数	人	1	1	2	2	2	2
自動車改造助成事業	利用件数	件/年	3	2	2	2	2	2



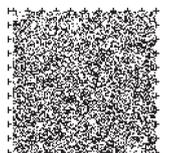
【日常生活支援】

- 障害福祉サービスを補完し、居宅での生活を支えるサービスです。
- ◇地域活動支援センターは、市内の居住者が利用する地域に密着した活動の場です。市では、2事業者に委託してそれぞれ基礎的事業、機能強化事業を実施しています。また、精神障害のある人を対象に生活支援事業を実施しています。今後もこの体制を確保することとします。

事業名	内容
地域活動支援センター事業★	<p>障害のある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行い、社会復帰に向けた支援を行います。</p> <p>&lt;基礎的事業&gt; 創作的活動又は生産的活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行います。</p> <p>&lt;機能強化事業&gt; 基礎的事業に加え、地域生活を支えるセンター機能等を強化した事業を行います（Ⅰ型は医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談支援事業の実施、Ⅱ型は機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。Ⅲ型は地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業等で、現在市内にはありません）。</p>
生活支援事業	<p>日常生活上必要な訓練・指導等の支援を行い、生活の質的向上と社会復帰の促進を行います。</p>

■地域活動支援センター等

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
基礎的事業	施設数	か所	2	2	2	2	2	2
機能強化事業Ⅰ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1
機能強化事業Ⅱ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1
機能強化事業Ⅲ型	施設数	か所	0	0	0	0	0	0
生活支援事業	実施施設数	か所	2	2	2	2	2	2

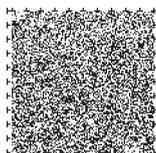


- ◇日常生活用具給付等事業，補装具給付事業は，日常生活の自立と自己実現を支える支援として，障害のある人の増加などとともに利用の増加（適切な利用の促進）を見込みます。
- ◇日中一時支援事業，在宅障害者一時介護事業の利用の増加も見込みます。訪問入浴サービス事業は，少人数ながら定期的な利用があり，今後もサービス量を確保していきます。これらのサービスは，介護者の高齢化などにより利用が増えることも見込みます。

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	入浴車派遣により，入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障害のある人の介護者又は障害のある子どもの保護者若しくは介護者の都合により，一時的に施設介護が必要となる障害のある人又は障害のある子どもを施設で預かります。
在宅障害者一時介護事業	障害のある人の介護者又は障害のある子どもの保護者若しくは介護者の都合により，一時的に施設介護が必要となる障害のある人又は障害のある子どもを施設で預かり1対1で介護します。
日常生活用具給付等事業★	日常生活がより円滑に行われるために，障害の種類及び程度に応じて日常生活用具を給付します。
補装具給付事業	補装具の購入又は修理が必要な場合，その費用を支給する事業です。

■各種日常生活支援

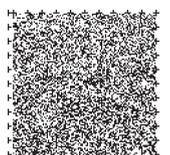
区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
訪問入浴サービス事業	実利用者数	人	4	4	3	4	5	6
	延利用回数	回/年	173	145	156	216	275	360
日中一時支援事業	実利用者数	人	65	70	80	87	94	102
	延利用回数	回/年	3,400	4,114	4,300	4,785	5,452	6,120
在宅障害者一時介護事業	実利用者数	実人数	40	42	43	45	46	48
	利用時間数	時間/年	1,569	1,397	1,446	1,620	1,656	1,728
日常生活用具給付等事業	給付件数	件/年	2,425	2,611	3,200	3,520	3,908	4,295
補装具給付事業	給付件数	件/年	276	271	278	277	278	279



【相談・権利擁護】

- 相談支援は、障害福祉サービスの利用のみならず、様々な面で障害のある人やその家族により添う重要な役割があります。
- ◇市では、市役所及び4か所の指定相談支援事業所（基幹相談支援センター1か所を含む）の体制を確保しています。今後とも、市と基幹相談支援センターの連携を基軸に、各相談支援事業所の機能強化を支援するとともに、相互に連携して相談への対応力を高めていくこととします。
- ◇住宅入居等支援については、これまで利用が見られませんでした。自立生活をめざす人、施設入所者の地域移行の増加に伴い、サービスの実施を検討していきます。
- ◇障害者虐待防止対策事業は、障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止体制の充実を図っていきます。
- ◇権利を擁護するため、平成26年度から社会福祉協議会が成年後見制度法人後見事業の一環として設置した「成年後見センターつちうら」と連携し、市長申立などの成年後見制度利用支援事業を実施しています。

事業名	内容
相談支援事業★	障害のある人(身体, 知的, 精神)や障害のある子どものさまざまな相談に応じ, 必要な情報の提供や助言を行います。 ※窓口:市役所・社会福祉協議会・尚恵学園・ほびき園
基幹相談支援センター等機能強化事業★	市町村の相談支援事業の機能を強化するため, 一般的な相談支援事業に加え, 特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置するものです。
住宅入居等支援★	賃貸住宅への入居に際して必要な調整や家主等への相談・助言を通じて障害のある人等の地域生活を支援します。
障害者虐待防止対策支援事業	障害のある人への虐待を防止するため, 土浦市障害者虐待防止センターを設置し, 24時間体制で障害のある人への虐待に関わる通報の受理, 虐待を受けた障害のある人の保護や相談・指導及び助言を行うとともに普及啓発に努め, 障害者虐待防止体制の充実を図ります。
成年後見制度利用支援事業★	判断能力が不十分な人に代わって障害福祉サービスの利用契約等が適切に行われるように支援します。
成年後見制度法人後見支援事業★	障害のある人の権利を擁護するため, 成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる体制整備に向け, 必要な研修の実施, 法人後見活動を安定的に実施するための組織づくりなどを支援するものです。 ※窓口:成年後見センターつちうら(社会福祉協議会)



■相談・権利擁護

区 分	単 位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
相談支援事業	実施施設数	か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施施設数	か所	4	4	4	4	4	4
住宅入居等支援	実施施設数	か所	-	-	-	-	-	-
障害者虐待防止対策 支援事業	実施施設数	か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用 支援事業	市長申立件数	件/年	2	0	1	1	1	1
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	有・無			有	有	有	有

※成年後見制度利用支援事業の単位及び実績，見込については，第3期障害福祉計画進捗状況とは単位を変更しています。

【児童支援】

- 地域生活支援事業の児童向けの支援としては，障害児支援体制整備，巡回支援専門員整備があります。市では，療育支援センター等において未就学児を中心に障害のある子どもとその家族への総合的な支援を行うほか，保育園等への巡回指導も実施しています。今後は，（仮称）児童発達支援センターの整備とともに，事業の実施を検討していきます。

事業名	内容
障害児支援体制整備	障害のある子どもとその家族が地域で安心して生活できるよう，児童発達支援センターに専門職を配置して地域における支援機能の充実を図るほか，障害児通所支援事業等を利用していない子どもやその家族の交流の場を確保するものです。
巡回支援専門員整備	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し，障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り，保育所等訪問支援等との連携により，発達障害のある子どもへの対応を支援するものです。

【障害支援区分認定等事務】

- 障害福祉サービスのうち，介護給付に関するサービスを利用するためには，障害支援区分の認定を受ける必要があります。認定にあたっては，申請に基づき，市が調査を行い，調査結果と主治医意見書をもとに専門家等で構成される障害者介護認定審査会を開催します。今後とも，認定が適切かつ円滑に行われるよう努めます。

